

## 美咲町公告第 29号

美咲町みさきネット施設改修工事（設計・施工）に伴う公募型プロポーザルの実施要領を次のとおり公告する。

平成30年4月11日

美咲町長 定本 一友

### みさきネット施設改修工事（設計・施工）に伴う公募型プロポーザル実施要領

美咲町が発注する美咲町みさきネット施設改修工事（設計・施工）についての公募型プロポーザル方式に基づく受注候補者の選定・特定手続きについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び美咲町財務規則（平成17年規則第43号）並びに美咲町公募型プロポーザル方式（建設工事）実施要綱（平成29年告示第91号）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### I. 目的

平成18～19年度で実施したみさきネット事業は事業実施から10年以上経過しており、コアセンター及びサブセンター設備や宅内機器など老朽化による故障の増加や代替え機器の確保が困難になっており、みさきネットサービスの維持に向けて設備の全面改修が急務となっている。あわせて、本年12月から開始される新4K8K衛星放送やインターネット環境の超高速化ブロードバンドサービスへの早急な対応が求められている。

F T T H施設等改修に関する技術提案書を公募することで、民間の蓄積されたノウハウ及び柔軟な発想によって、今後のみさきネットサービスの効率的な維持管理及び事業運営の仕様や性能を有した改修とし、優れた技術や熱意を持つ施工業者を選定するものである。

#### II. 事業概要

- (1) 事業名 : 過疎対策事業
- (2) 工事名 : 美咲町みさきネット施設改修工事（設計・施工）
- (3) 工事場所 : 久米郡美咲町全域
- (4) 工事内容等
  - センター設備、伝送路、宅内設備の改修
  - ① 調査・設計業務

② 施工・施工監理業務

③ 切替・撤去業務

別紙「みさきネット施設改修工事（設計・施工）要求水準書」参照のこと。

(5) 予定工期 : 契約締結の日から平成33年3月15日（金）まで

(6) 予算限度額 : 1,500,000千円（消費税および地方消費税の額を除く。）  
ただし、年度ごとの上限は500,000千円（消費税および地方消費税の額を除く。）とする。

(7) 発注方式 : 本事業者の選定は公募型プロポーザル方式によって行い、選定業者へ設計から施工までを一括して発注するものとする。

### III. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から随意契約締結日までの間に、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 美咲町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要領（平成17年訓令第68号。）第7条の規定により入札参加資格を有すると認められるものであること。  
また、美咲町における「電気通信工事」に係る建設工事請負契約競争入札参加資格を有しており、最新の経営事項評価点数が800点以上であること。あわせて、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を（電気通信工事に係るものに限る。）有していること。
- (2) 平成20年度以降に、国、または地方公共団体であるか民間であるか問わず元請けとして受注し、光ファイバー通信設備工事の請負金額100,000千円以上の施工実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 岡山県内の地方公共団体から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 岡山県内の地方公共団体から建設工事等暴力団対策会議運営要領等の指名除外又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない）を受けていないこと。
- (7) 受審した経営事項審査が有効であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 共同企業体でないこと。
- (10) 本プロポーザルにより改修設備について、緊急を要する故障を未然に防ぐ手立てを講じるとともに、故障が発生した場合であっても早急にかつ確実に対応

できる者であること。

- (11) 破産法（平成16年法律第225号）第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

#### IV. 事務局等

##### (1) 事務局

美咲町まちづくり課 入札事務局

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田1735番地

TEL: 0868-66-1191

FAX: 0868-66-2038

e-mail: nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

ホームページ <https://www.town.misaki.okayama.jp/>

##### (2) 実施要領等の配布

実施要領及び必要様式は、開庁時間内に事務局で配布するほか、美咲町ホームページで配布する。配布期間は平成30年4月11日（水）から平成30年5月11日（金）午前12時まで。

##### (3) 現地説明及び関係図書の閲覧

日程を定めての現地説明会は開催しない。現地見学及び関係図書の閲覧を希望する場合は、平成30年5月2日（水）午後5時までに、美咲町情報交通課（TEL:0868-66-1112）まで連絡すること。見学日時は、当町の指定した日時とし、決定後、希望者に電話で連絡を行うものとする。関係図書については、有料にてコピー可、デジタルカメラでの必要箇所の撮影可。

##### (4) 質疑応答

この実施要領の内容に質問がある場合、次のとおり受け付ける。

提出方法：電子メール（電話で送信を確認連絡すること）

提出先：美咲町まちづくり課 入札事務局

(E-mail) nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

提出様式：質問書（別紙様式1）

回答方法：美咲町ホームページにて回答を公開

質問期限：平成30年5月10日（木）午前12時まで

#### V. 提出物

##### 1. 参加表明

技術提案参加を希望する者は、次に示す期間内に参加表明書（様式第1号）、施工実績調書（様式第2号）、配置予定技術者調書（様式第3号）、配置予定技術者の能力に関する調書（別紙様式2）並びに参加表明書受領証（別紙様式3）を提出すること。

なお、配置技術者に関する条件として、次の（1）、（2）の条件を満たす建設業

法第26条に規定する監理技術者および主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(1) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3箇月以上の雇用関係があること。

(2) 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。なお、本件工事は、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美咲町条例第65条）第2条の規定により議会の議決を経なければならない工事であり、現場施工の着手について平成30年6月下旬以降を予定していることから、配置予定技術者である監理技術者等が入札参加資格確認申請時において他の工事に係る工期の終期が平成30年6月20日以前である場合に限り配置予定者とすることができる。

配置予定技術者の取り扱いについては、一般競争入札（条件付）公告共通事項の「4配置予定技術者の取扱い」を準用することとする。また、病休、死亡若しくは退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書（様式第3号）に記載した技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。

(1) 提出期限 平成30年5月11日（金）午前12時まで

(2) 提出場所 美咲町役場 まちづくり課 入札事務局

(3) 提出方法

ア 郵送または持参とする。郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法での郵送とし、期限内必着とする。持参の場合は、町の指定する時間とする。持参希望者は事前に電話連絡し、町の指定する時間を確認すること。

イ 提出書類受領確認のため、参加表明書受領書（別紙様式3）に受付番号を付して交付する。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、平成30年5月11日（金）午前12時までに、辞退届（別紙様式4）を提出すること。

(4) 添付書類 ①経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

②建設業許可書の写し

## 2. 技術提案

(1) 提案数 1者につき1提案とする。

(2) 提出書類

①技術提案書（様式第4号）

②資格確認調書（様式第5号）

③技術提案書受領書（別紙様式5）

④工事工程表（自由書式）

⑤施工体制表（自由書式）

⑥工事見積書（自由書式）

年度ごとに調査・設計費、施工監理費、施工費、設備切替費、撤去費及び消費税で見積金額を構成し、数量、単価及び規格も明記すること。

見積金額の算出にあたっては、設計後に生じる可能性のあるリスクを考慮すること。設計完了後及び設計変更に伴う見積金額の変更が発生した場合の費用負担については要求水準書において示したものとする。

⑦参考図面等（自由書式）

- ・全体システム構成図
- ・幹線ルート図（受信点、センター等の位置がわかるもの）
- ・引込工事、宅内工事の概要図
- ・その他事業内容を説明するために必要な図面

⑧提案事項（自由書式）

任意提出。要求された水準仕様からの改善点、保守管理・運営のコストを含めた効率化など、特記する提案があれば内容を記載すること。

(3) 提出部数

印刷物 13部とし、提出書類を記録した電子メディアを 1 媒体提出すること。

(4) 提出期限 平成30年5月18日（金）午後5時まで

(5) 提出場所 美咲町役場 まちづくり課 入札事務局

(6) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法での郵送とし、期限日必着とする。持参の場合は、町の指定する時間とする。持参希望者は事前に電話連絡し、町の指定する時間を確認すること。また、提出書類受領確認のため、技術提案書受領書（別紙様式5）に受付番号を付して交付する。

## VI. 審査の流れ

### 1. 一次審査（書類審査）

事務局は、参加表明書を集計し、評価委員が、第二次審査のヒアリング要請者を選定する。事務局は、ヒアリング要請者に対して、第二次審査の順番、時間を岡山県電子入札共同利用システムに登録されたメールアドレスに通知し、技術提案書の提出を要請する。また、選定しなかった者（以下「非該当者」という。）に対しては、理由を付して非該当通知書（別紙様式6）により郵送に通知する。

非該当者は、通知を受けた日の翌日から起算して4日（美咲町の休日を定める条例（平成17年美咲町条例第2号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、事務局に対して書面（様式自由）により非該当理由についての説明を求めることができる。事務局は説明を求めた者に対して、書面を受理した日の翌日から起算して6日（休日を含まない。）以内に、説明要請等に係る回答書（別

紙様式7)により回答する。

予定日と選考基準は以下のとおりである。

○予定日時：平成30年5月11日(金)

○一次審査選考基準

評価項目	評価の視点
1 企業の適格性	経営事項審査に係る総合評価値通知書
2 施工実績	Ⅲ. 参加資格(2)にあげる過去10年の施工実績

## 2. 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

### (1) 概要

二次審査は、技術提案書の審査のほか、一次審査通過者によるプレゼンテーションと、提案事項に対するヒアリング審査によって行う。

① 日 時：平成30年5月下旬予定

(詳細な日時・場所等はメールにて別途通知)

② 実施時間：1者につき60分程度(予定)

プレゼンテーション 30分

ヒアリング 30分

③ 出席者：1者につき3名までとする。

④ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案は認めない。ただし、提案事項を踏まえて行うパソコン・プロジェクター等による説明は許可するものとする。プロジェクター・スクリーンは美咲町で用意するが、その他の機器は参加者が用意すること。

### (2) 選考

選考は、美咲町技術評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行う。提案内容に対し、総合的に評価を行い、最も優れた提案をした者(以下「特定者」という。)を決定する。

採点は、委員各々が評価基準により採点を行い、最高採点者と最低採点者を除いた委員の採点を合計し、総合点数とする。総合点の最も高い事業者が2者以上あるときは、見積価格の低い者を上位者とする。なお、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

審査結果によってはいずれの提案者も選定しないことがある。

### (3) 選考基準

評価委員会は、以下の選定基準及び特定基準に基づいて選定する。選考基準は以下のとおりとし、次のような視点で評価を行う。なお、選考会は非公開とし、審査方法に係る異議は一切受け付けない。

○二次審査選考基準

評価項目	評価の視点	配点
1 事業実績	企業の施工実績及び配置予定技術者の能力	20
2 センター設備の技術内容	調査、設計、施工、切替・撤去の方針	10
3 伝送路の技術内容	調査、設計、施工、切替・撤去の方針	10
4 宅内設備の技術内容	調査、設計、施工、切替・撤去の方針	10
5 管理運営の提案	人員配置、住民サービスの向上、ランニングコスト削減、情報セキュリティ対策、地元連携、監視体制、運営の効率化、非常時対応	40
6 見積価格	導入コストを精査し、見積価格が妥当な金額か	10

選定結果は、審査後、提案者に対して郵送により通知する。特定者に対しては、決定した旨を特定通知書（別紙様式8）により通知し、特定者以外の者（以下「非特定者」という。）に対しては、特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を非特定通知書（別紙様式9）により通知する。

非特定者は、通知を受けた日の翌日から起算して4日（休日は含まない。）以内に、事務局に対して書面（様式自由）により非特定理由についての説明を求めることができる。事務局は書面を受理した日の翌日から起算して6日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して、説明要請等に係る回答書（別紙様式7）により回答するものとする。

#### （4）契約

特定者と、契約の締結に向けて協議し、随意契約（地方自治法第167条の2）により契約する。

#### （5）契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は美咲町が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### （6）結果の公表

特定者を決定したときは、美咲町のホームページにて公表する。

### VII. 注意事項

#### （1）安全対策

みさきネット利用者及び管理者の安全、事故防止に十分配慮した設備であること。

## (2) 保証

### ア 責任設計施工

本設備の機能及び性能は受注者の責任により発揮され、かつ、保証されなければならない。また、受注者は実施要領に明示されていない事項であっても、本設備の機能及び性能を達成するうえで当然必要なものは、当町と協議のうえ受注者の責任と費用負担において設計、施工すること。

### イ 保証期間

本設備の保証期間は、正式引渡しの日から2年以上とし、両者協議により定める。ただし、受注者による設計上及び受注者の故意又は重大な過失により生じた施工上の瑕疵については、本設備を廃止するまでの期間とする。

### ウ 保証内容

保証期間中に生じた設計、施工上の全ての瑕疵については、受注者の負担により速やかに修繕もしくは交換しなければならない。ただし、当町職員及び当町が委託した管理者の取扱いの不備、過失及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。また、保証期間終了後であっても、受注者による設計上及び受注者の故意又は重大な過失により生じた施工上の瑕疵については、受注者の負担により対処し解消すること。

## (3) 町内事業者等との連携

事業実施にあたり、可能な限り当町内事業者等への連携に努めること。

## (4) 施工期間中の業務

可能な限り業務に支障の出ない施工方法に努めること。

## (5) 契約金額の変更

原則として契約金額の変更は認めない。ただし、契約締結後、明らかに想定できない状況が生じた場合は協議に応じるものとする。

## VIII. その他

- 1 技術提案書の作成及び提出に係る費用はすべて提出者の負担とする。
- 2 提出された書類は審査に必要な範囲において複製できるものとし、返却しない。
- 3 提出された技術提案書は、選定以外には提出者に無断で使用しない。
- 4 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とする。
- 6 選定された技術提案書に沿って施工するものとするが、より良い内容とするため、当町は提案を行うことがある。
- 7 プロポーザルの評価委員及びその家族が関係する事業所に所属する者は参加できない。



- 8 参加表明書等を提出した者が評価委員又は関係者と本契約に関する接触を求めたときは失格とする。
- 9 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- 10 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの。また、すでに発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると評価委員会が認めたもの。  
なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- 11 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。